

航空自衛隊旅費規則

(昭和38年12月17日航空自衛隊達第70号)

改正 昭和42年 4月25日航空自衛隊達第15号 平成12年 4月28日航空自衛隊達第28号
昭和42年12月18日航空自衛隊達第50号 平成12年 8月31日航空自衛隊達第37号
昭和44年 3月18日航空自衛隊達第 3号 平成15年 3月26日航空自衛隊達第12号
昭和45年 9月21日航空自衛隊達第22号 平成15年 4月21日航空自衛隊達第25号
昭和45年11月25日航空自衛隊達第27号 平成18年 6月 5日航空自衛隊達第31号
昭和46年 2月 3日航空自衛隊達第 2号 平成19年 1月 5日航空自衛隊達第 1号
昭和46年11月26日航空自衛隊達第27号 平成19年 4月 6日航空自衛隊達第 8号
昭和47年 6月 1日航空自衛隊達第22号 平成20年 4月24日航空自衛隊達第15号
昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号 平成23年 3月31日航空自衛隊達第16号
昭和49年 4月11日航空自衛隊達第 9号 平成24年 3月26日航空自衛隊達第21号
昭和51年 3月25日航空自衛隊達第 7号 平成25年 3月25日航空自衛隊達第20号
昭和53年 3月13日航空自衛隊達第 8号 平成25年 7月31日航空自衛隊達第52号
昭和54年11月19日航空自衛隊達第23号 平成26年 3月24日航空自衛隊達第10号
昭和56年 2月 2日航空自衛隊達第 9号 平成26年 4月17日航空自衛隊達第40号
昭和57年 4月30日航空自衛隊達第15号 平成26年 7月31日航空自衛隊達第67号
昭和57年12月16日航空自衛隊達第37号 平成27年 8月19日航空自衛隊達第17号
昭和59年10月 8日航空自衛隊達第26号 平成28年 1月29日航空自衛隊達第22号
昭和60年 9月30日航空自衛隊達第23号 平成28年 8月 8日航空自衛隊達第45号
昭和61年 2月10日航空自衛隊達第 5号 平成29年 4月10日航空自衛隊達第19号
昭和61年 6月27日航空自衛隊達第15号 平成29年 6月23日航空自衛隊達第27号
昭和62年 5月21日航空自衛隊達第24号 令和元年 6月27日航空自衛隊達第14号
昭和63年 6月11日航空自衛隊達第17号 令和 2年 3月25日航空自衛隊達第16号
平成元年 2月28日航空自衛隊達第 4号 令和 2年 5月28日航空自衛隊達第38号
平成元年 3月 7日航空自衛隊達第 9号 令和 3年 3月18日航空自衛隊達第20号
平成 6年 9月30日航空自衛隊達第37号
平成 7年 3月31日航空自衛隊達第18号
平成11年 3月24日航空自衛隊達第 6号

航空自衛隊旅費規則を次のように定める。

航空自衛隊旅費規則

(総則)

第1条 航空自衛隊における旅費の支給事務に関しては、他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(旅行命令権者)

第2条 防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号。

以下「訓令」という）第3条第2項の規定に基づく旅行命令権者及

びその命令権の範囲は別表のとおりとする。

(旅費の支給庁)

第3条 旅行命令等に基づく旅費の支給庁は、当該命令等を発した部隊等が所在する基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊等（以下「基地業務担当部隊等」という。）とする。ただし、基地業務担当部隊等に分任資金前渡官吏が設置されていない分屯基地については、当該分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務を事務の範囲とする分任資金前渡官吏が設置されている基地業務担当部隊等とする。

2 航空幕僚長は特に必要がある場合は、そのつど旅費支給庁を別に定めることができる。この場合には、前項の支給庁及び別に定めた支給庁にその旨を通知するものとする。

(旅費担当職員)

第4条 旅行命令権者は、旅費担当職員を置き、次の各号に掲げる事務を担当させることができる。

(1) 旅行命令簿及び旅行依頼簿の保管及び記載

(2) その他旅行命令等に付随する事務

(在勤地の指定)

第5条 基地業務担当部隊等の長である旅行命令権者（航空幕僚監部にあつては航空中央業務隊司令）は、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について（昭和27年4月15日蔵計第922号）第2条関係第3項に基づき在勤地の地域を定めるものとする。

(旅行命令等の発令)

第6条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し又はこれを変更若しくは取消す場合には、別紙様式第1に定める旅行命令（依頼）簿により行なうものとする。

(移転料等の請求)

第7条 職員は、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を請求する場合には、住民票の写しを旅行命令権者に提出しなければならない。

2 旅行命令権者は、特に必要があると認める場合には、前項に定める書類のほかに移転等の事実を証明する書類の提出を求めることができる。

3 旅行命令権者は、隊員が前2項に定める書類の提出が困難であると判断する場合には、その移転等についての事実を調査し、提出すべき書類を省略させることができる。

(移転等の延期の申請)

第8条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

第23条第3項及び訓令第22条第3項の規定に基づき移転期間の延長の許可を受けようとする者は、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に別紙様式第2に定める移転等期間延長申請書を旅行命令権者に提出して許可を受けるものとする。

2 前項の許可を受けた者が、移転料等を請求しようとする場合には、当該許可証を移転料等申請書に添えて旅行命令権者に提出するものとする。

(部外招へい者の格付)

第9条 旅行命令権者（航空幕僚長を除く。）は、職員以外の者について、訓令第6条第2号ただし書の規定に基づき指定職の職務相当以上として格付しようとする場合には、旅行者の氏名、職業、旅行の目的、格付に必要な事項等を付してあらかじめ航空幕僚長（会計課長気付）に申請するものとする。

第10条 削除

(日額旅費を適用する業務)

第11条 訓令第13条第11号に規定する業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 契約に基づく監督又は検査
- (2) 募集のための広報活動及び地方公共団体との連絡並びに採用試験の準備及び実施
- (3) 文書送達

(4) 音楽隊の演奏

(5) その他航空幕僚長の指定する業務

附則

1 この達は、昭和38年12月17日から施行する。

2 航空自衛隊内国旅費支給事務取扱規則（昭和30年航空自衛隊達第35号）は廃止する。

附則（昭和42年4月25日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和42年6月1日から施行する。

附則（昭和42年12月18日航空自衛隊達第50号）

この達は、昭和42年12月18日から施行し、昭和42年11月10日から適用する。

附則（昭和44年3月18日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附則（昭和45年9月21日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和45年10月1日から施行する。

附則（昭和45年11月25日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和45年12月1日から施行する。

附則（昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附則（昭和46年11月26日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和46年12月1日から施行する。

附則（昭和47年6月1日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和47年6月1日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附則（昭和51年3月25日航空自衛隊達第7号）

この達は、昭和51年4月1日から施行する。

附則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附則（昭和54年11月19日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和54年12月1日から施行する。

附則（昭和56年2月2日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附則（昭和57年12月16日航空自衛隊達第37号）

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附則（昭和59年10月8日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和59年10月25日から施行する。

附則（昭和60年9月30日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和60年10月1日から施行する。

附則（昭利61年2月10日航空自衛隊達第5号）

1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。

2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附則（昭和61年6月27日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和61年7月1日から施行する。

附則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）

1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附則（昭和63年6月11日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和63年7月1日から施行する。

附則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附則（平成元年3月7日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附則（平成6年9月30日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附則（平成7年3月31日航空自衛隊達第18号）

- 1 この達は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の使用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕

(1)～(4)〔略〕

附則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附則（平成12年8月31日航空自衛隊達第37号）

- 1 この達は、平成12年8月31日から施行し、改正後の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年4月1日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（平成15年3月26日航空自衛隊達第12号）

- 1 この達は、平成15年3月27日から施行し、改正後の規定は、平成15年3月27日から適用する。
- 2 平成15年3月27日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際は、現に作成されている従前の規定による様式の使用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附則（平成15年4月21日航空自衛隊達第25号）

- 1 この達は、平成15年4月21日から施行し、改正後の規定は、同年

4月1日から適用する。

- 2 この達施行の際は、現に作成されている従前の規定による様式の使用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附則（平成18年6月5日航空自衛隊達第31号）

- 1 この達は、平成18年6月6日から施行する。
- 2 平成18年6月6日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附則（平成19年4月6日航空自衛隊達第8号）

- 1 この達は、平成19年4月7日から施行する。
- 2 平成19年4月7日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（平成20年4月24日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成20年4月24日から施行する。

附則（平成23年3月31日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月26日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附則（平成25年7月31日航空自衛隊達第52号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附則（平成26年3月24日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附則（平成26年4月17日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成26年4月20日から施行する。

附則（平成26年7月31日航空自衛隊達第67号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附則（平成27年8月19日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附則（平成28年1月29日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附則（平成28年8月8日航空自衛隊達第45号）

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附則（平成29年4月10日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成29年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

附則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

この達は、令和元年6月27日から施行する。

附則（令和2年3月25日航空自衛隊達第16号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附則（令和2年5月28日航空自衛隊達第38号）

この達は、令和2年6月1日から施行する。

附則（令和3年3月18日航空自衛隊達第20号）

この達は、令和3年3月19日から施行する。ただし、第7条、第8条、第12条及び別紙様式第1から第4の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

旅行命令権者及びその命令権の範囲

部隊及び機関		旅行命令権者	旅行命令を受ける職員	
航空幕僚監部		航空幕僚長 部長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官	部長、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官以上の職員 部の職員（部長を除く。） 科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官及び科学技術官付の職員 総括副監理監察官、隊務評価室長、会計監査室長、副監理監察官及び監理監察官付の職員 首席法務官付の職員 首席衛生官付の職員	
部	航空	司令部	司令官 参事官 部長 監理監察官 法務官 医務官	参事官、部長、監理監察官、法務官及び医務官以上の職員並びに直轄課の職員 参事官付の職員 部の職員（部長を除く。） 監理監察官付の職員 法務官付の職員 医務官付の職員
		航空司令部	司令官 部長 監理監察官 法務官 医務官	部長、監理監察官、法務官及び医務官以上の職員並びに副官 部の職員（部長を除く。） 監理監察官付の職員 法務官付の職員 医務官付の職員
		航空団 航空警戒 管制団	団司令 群司令 直轄隊長	団司令部の職員並びに群司令及び直轄隊長 群の職員（群司令を除く。） 直轄隊の職員（直轄隊長を除く。）
		その他の直轄部隊	部隊の長	部隊の職員
		警戒航空団	団司令 群司令(浜松) 群司令(三沢) 第603飛行隊長	団司令部の職員及び群司令（浜松） 浜松基地に所在する隊の職員（群司令を除く。） 三沢基地に所在する群の職員 第603飛行隊の職員
	航空救難団	団司令 群司令	団司令部の職員及び群司令 群の職員（群司令を除く。）	
	航空戦術教導団	団司令 群司令 基地防空教導隊長 直轄隊長	団司令部の職員 群の職員（基地防空教導隊の職員を除く。） 基地防空教導隊の職員 直轄隊の職員	
	作戦システム運用隊	隊司令 群司令 直轄隊長	群司令及び直轄隊長並びに群及び直轄隊に属しない職員 群の職員（群司令を除く。） 直轄隊の職員（直轄隊長を除く。）	
	その他の直轄部隊	部隊の長	部隊の職員	
	航空支	司令部	司令官 参事官 監理監察官 法務官	参事官、部長、監理監察官、法務官及び医務官以上の職員並びに直轄課の職員 部の職員（部長を除く。） 参事官付の職員 監理監察官付の職員 法務官付の職員

隊	援 集 団		医 務 官	医務官付の職員	
		輸 送 航 空 隊	隊 司 令 群 司 令 直 轄 隊 長	群司令及び直轄隊長並びに群及び直轄隊に属しない職員 群の職員（群司令を除く。） 直轄隊の職員（直轄隊長を除く。）	
		航空保安管制群 航空気象群	隊 司 令 隊 長	隊長及び隊に属しない職員 隊の職員（隊長を除く。）	
		その他の直轄部隊	部 隊 の 長	部隊の職員	
部	航 空 教 育 集 団	司 令 部	司 令 官 部 長 監 理 監 察 官 医 務 官	部長、監理監察官及び医務官以上の職員並びに副官部の職員（部長を除く。） 監理監察官付の職員 医務官付の職員	
		航 空 団	団 司 令 群 司 令	団司令部及び直轄隊の職員並びに群司令群の職員（群司令を除く。）	
		飛 行 教 育 団	団 司 令 群 司 令	団司令部及び直轄隊の職員並びに群司令群の職員（群司令を除く。）	
		航 空 教 育 隊	隊 司 令 群 司 令	群司令及び群に属しない職員 群の職員（群司令を除く。）	
		その他の直轄部隊	部 隊 の 長	部隊の職員	
	隊	航 空 開 発 実 験 集 団	司 令 部	司 令 官 部 長 監 理 監 察 官 医 務 官	部長、監理監察官及び医務官以上の職員並びに直轄課の職員及び副官部の職員（部長を除く。） 監理監察官付の職員 医務官付の職員
			飛 行 開 発 実 験 団	団 司 令 群 司 令	団司令部及び直轄隊の職員並びに群司令群の職員（群司令を除く。）
			電 子 開 発 実 験 群	群 司 令	群の職員
		機 学 校	航 空 医 学 実 験 隊	司 令 官 部 長	部長以上の職員 部の職員（部長を除く。）
			航空システム通信隊	隊 司 令 群 司 令	群司令及び群に属しない職員 群の職員（群司令を除く。）
その他の大臣直轄部隊			部 隊 の 長	部隊の職員	
前記の部隊の長に 隷属し、独立して 所在する部隊			部 隊 の 長	部隊の職員	
機 学 校	学 校	学 校 長	部長、航空研究センター長、直属の室長及び図書館長以上の職員並びに学生隊長並びに直属の課の職員		
		部 長	部の職員（部長を除く。）		
		航空研究センター長	航空研究センターの職員（航空研究センター長を除く。）		
		直 属 の 室 長	直属の室の職員（室長を除く。）		
		図 書 館 長	図書館の職員（図書館長を除く。）		
機 学 校	補 給 本 部	学 生 隊 長	学生隊の職員（学生隊長を除く。）		
		本 部 長	部長、監理監察官、法務官及び医務官以上の職員並びに直属の課の職員		
		部 長	部の職員（部長を除く。）		
		監 理 監 察 官	監理監察官付の職員		
		法 務 官	法務官付の職員		
機 学 校	補 給 本 部	医 務 官	医務官付の職員		
		処 長	部長以上の職員及び直属の課の職員		

補給処	部長	部の職員（部長を除く。）
その他の機関	機関の長	機関の職員
地方機関	地方機関の長	地方機関の職員

- 備考
- 1 この表に掲げるもののほか、特に航空幕僚長が指定を要するものについては、その都度示す。
 - 2 部隊等付を命ぜられた職員の旅行命令権者は、その職員の所属する部隊又は機関の長が、この表の旅行命令権者のうちから定めるものとする。
 - 3 旅行依頼の場合の旅行命令権者は、旅行依頼の発簡者とし、発簡者がこの表に掲げる旅行命令権者でない場合は、その上司である旅行命令権者とする。

別紙様式第1 (第6条関係)

(表)

旅行命令依頼簿

No.

命令権者確認		合 議		所属部隊等 (所属団体)		住 所		官 職 (職 業)		氏 名		階 級 (級)		年 月 日 発 令	
				年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
命令権者確認		合 議		発 令 年 月 日	用 務	用 務 先	旅 行 期 間	旅行者 確 認	資金前 渡官吏 確 認	概算払 月 日 金 額	精算払 月 日 金 額	備 考			
							自 年 月 日 至 年 月 日 日 間			-----	-----				
							自 年 月 日 至 年 月 日 日 間			-----	-----				
							自 年 月 日 至 年 月 日 日 間			-----	-----				
							自 年 月 日 至 年 月 日 日 間			-----	-----				

注：1 旅行命令等を変更又は取消した場合には、変更又は取消しの旅行命令等を追記し、その備考欄に旅行命令等を変更又は取消すこととなった事実及び変更又は取消し前の旅行命令等の発令年月日を記載する。
 2 備考欄には、予算科目、宿泊区分、給食区分、官用機(車)等を必要に応じ記入する。

別紙様式第2（第8条関係）

	所属長		資 金 前渡官吏
<p>移 転 等 期 間 延 長 申 請 書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>旅行命令権者</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 _____</p> <p style="text-align: right;">階級 _____ 氏名 _____</p> <p>下記のとおり移転期間の延長を申請する。</p>			
1 転任等の発令番号・日付			
2 旧所属部隊			
3 延長を必要とする者	氏 名	続 柄	生 年 月 日
4 延長の期限			
5 理 由			
<p>上記の申請を許可する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">旅行命令権者</p>			